

第5章 情報の公開・保護等

○岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例

平成 30 年 2 月 15 日 条 例 第 1 号

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 組織(第4条—第7条)

第3章 調査審議等の手続

第1節 法の規定による諮問に係る調査審議の手続(第8条・第9条)

第2節 情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に係る調査審議の手続(第10条—第16条)

第3節 実施機関からの意見の求めに係る審査の手続(第17条)

第4章 雑則(第18条—第21条)

附則

第1章 総則

(設置)

第1条 行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、かつ、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例(平成30年岩手沿岸南部広域環境組合条例第2号。以下「情報公開条例」という。)第14条及び岩手沿岸南部広域環境組合個人情報保護条例(平成30年岩手沿岸南部広域環境組合条例第3号。以下「個人情報保護条例」という。)第49条の規定による諮問に応じて審査するため、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- (2) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(所掌事務)

第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
 - (2) 情報公開条例第 14 条に規定する審査請求について、実施機関の諮問に応じて審議すること。
 - (3) 個人情報保護条例第 4 条第 2 項第 7 号及び第 3 項ただし書、第 6 条第 1 項第 6 号、第 10 条第 2 項並びに第 54 条第 3 項の規定による実施機関からの意見の求めに応じること。
 - (4) 個人情報保護条例第 49 条に規定する審査請求について、実施機関の諮問に応じて審議すること。
- 2 審査会は、前項に定めるもののほか、情報公開及び個人情報保護に関する制度の運営に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する

2 審査会の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長)

第 6 条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

第 3 章 調査審議等の手続

第 1 節 法の規定による諮問に係る調査審議の手続

(調査審議手続)

第 8 条 審査会は、法第 43 条第 1 項の規定により諮問を受けたときは、法第 5 章第 1 節第 2 款の定めるところにより、調査審議の手続を行うものとする。

(調査審議手続の併合等)

第 9 条 前条の場合において、審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人(審査請求人、参加人(法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。第 10 条第 4 項、第 11 条第 2 項及び第 16 条において同じ。))及び法第 43 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした審査庁をいう。)にその旨を通知しなければならない。

第 2 節 情報公開条例及び個人情報保護条例の規定による諮問に係る調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第 10 条 審査会は、情報公開条例第 14 条第又は個人情報保護条例第 49 条の規定による諮問(第 15 条及び第 16 条において「諮問」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、実施機関に対し、行政文書又は個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は個人情報の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る行政文書に記録されている情報又は個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項に規定する場合において、審査会は、第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関(以下「審査請求人等」という。)にその意見を記載した書面(第 12 条及び第 14 条において「意見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
(意見の陳述)

第 11 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第 12 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第 13 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 10 条第 1 項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報を開覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 11 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第 14 条 審査会は、第 10 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 12 条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の開覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの開覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その開覧を拒むことができない。

3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による開覧をさせようとするときは、当該送付又は開覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただ

し、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第15条 審査会の行う諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第16条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第3節 実施機関からの意見の求めに係る審査の手続

(異議の申出に係る審査)

第17条 実施機関からの意見の求めに応じて審査するため必要があると認めるときは、異議の申出人、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、若しくは資料の提出を受け、又は必要な調査をすることができる。

第4章 雑則

(守秘義務)

第18条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第19条 審査会の庶務は、岩手沿岸南部広域環境組合事務局において処理する。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第21条 第18条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。